

Hitachiota Nosei

農林業のすすめ

充実のサポート体制で
お出迎え

- ・ 農地の貸し借り
- ・ 各種助成金
- ・ 認定農業者
- ・ 研修支援
- ・ 森林整備

農業もなるひつ常陸太田!



常陸太田市 農政部

農林業のすすめ 目次

新しく農林業をはじめる ・ 農業技術をスキルアップする

新規就農者等育成総合対策
(準備資金、経営開始資金)・・・ 1

UIJ ターン就農奨励金 ・・・ 2

就農者等家賃助成金 ・・・ 2

軽貨物車両購入事業費補助金・・・ 3

中古農機具購入事業費補助金・・・ 4

農耕用免許取得補助金 ・・・ 5

認定新規就農者制度 ・・・ 6

認定農業者制度 ・・・ 7

参考資料 ・・・ 8

新規林業就業者資機材購入補助金
・・・ 9

新規林業就業者家賃助成金・・・ 10

少量多品目生産売れ筋野菜栽培
農業用簡易ハウス整備事業・・・ 11

農地中間管理事業 ・・・ 13

新規出荷者向け野菜栽培講座
・・・ 14

常陸秋そばの生産振興事業 ・・・ 18

販路を拡大する

常陸太田朝市 ・・・ 15

特産品認証制度 ・・・ 16

経営規模を拡大する

儲かる産地支援事業 (県事業)・・・ 12

農地中間管理事業 ・・・ 13

地域等で農地・環境保全に取り組む

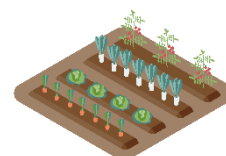
中山間地域等直接支払交付金
・・・ 20

多面的機能支払交付金 ・・・ 21

農林水産物加工品開発等支援事業
・・・ 17

中山間地域農業基盤整備促進事業
・・・ 19

環境保全型農業直接支払交付金
・・・ 22



イノシシ等の有害鳥獣対策をしたい



イノシシ等被害防止対策設備
購入事業費助成 . . . 23

電気柵等での防除が難しい場合 . . . 24

狩猟免許取得費助成 . . . 25

農地に関すること、農地・農道の修繕等について

農地中間管理事業 . . . 13

農業振興地域整備計画の変更
(農振除外) . . . 27

地域計画について . . . 26

農道、水路の維持管理 . . . 28

その他、農業に関すること

市民農園の利用について . . . 29

農業用廃プラスチック回収 . . . 30

森林を整備する・木材の活用

荒廃竹林整備事業費補助 . . . 31

竹材粉碎機を貸し出します . . . 32

森林の土地取引の届出制度
. . . 33~34



森林の立木伐採届出制度 . . . 35

造林事業 . . . 36

木造住宅建築助成金制度 . . . 37

就 農 相 談 窓 口

- ・ 就農相談
- ・ 青年等就農計画又は
農業経営改善計画
- ・ 各種補助金の情報提供

常陸太田市役所
農政課 農業振興係 (内 615)
農地計画係 (内 612)
常陸太田市金井町 3690
0294-72-3111

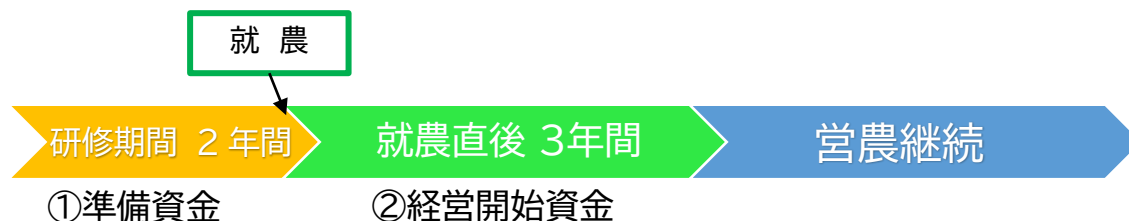
- ・ 就農相談 (営農技術指導)
- ・ 就農計画作成支援

茨城県常陸太田
地域農業改良普及センター
常陸太田市山下町 4119
常陸太田合同庁舎 3 階
0294-80-3340 ・ 80-3341



新規就農者等育成総合対策

次世代を担う農業者となることを志向し就農前の研修を後押しする資金（準備資金）及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始資金）を交付します。



①準備資金

就農前の研修期間（**最長2年間**）の所得を確保する資金を交付します。
※支給額は「150万円／年」になります。

補助要件

- ①就農予定時の年齢が、原則**50歳未満**であること。
- ②独立・自営就農、雇用就農又は親元での就農を目指すこと。
※独立・自営就農を目指す場合・・・5年以内に認定新規就農者または認定農業者になること。
親元就農を目指す方・・・5年以内に経営を継承するか、法人の共同経営者になること。
- ③県が認める研修期間、先進農家又は先進農業法人で研修を受けること。
- ④常勤の雇用契約を締結していないこと。
- ⑤前年度の世帯全体の所得が600万円以下であること。 等

◇お問い合わせ◇
常陸太田地域農業普及センター
TEL：0294-80-3340

②経営開始資金

農業経営を始めて間もない時期（**最長3年間**）の所得を確保する資金を交付します。
※支給額は『150万円／年』になります。

補助要件

- ①就農予定時の年齢が、原則**45歳未満**であること。
- ②青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者であること。
- ③**地域計画の目標地区**に位置付けられていること。
または、農地中間管理機構を通して農地を借り受けていること。
- ④前年度の世帯全体の所得が600万円以下であること。 等

◇お問い合わせ◇
農政課 農業振興係
(内線615)



UIJ ターン就農奨励金

市内で就農するために、市外から転入し認定農業者や認定新規就農者の認定を受けた農業者に奨励金を交付します。

対象者

- ①就農認定を受けた UIJ ターン者で、認定日の属する年度に申請するもの
※UIJ ターン者とは、本市以外に 1 年以上住所を有し、就農に際し本市住民票に記載されてから 2 年未満の方（学生を含む）
- ②奨励金交付後も引き続き 5 年以上本市に定住し営農する意志のある方
- ③本市及び従前の住所地において市税等の滞納がないこと
- ④過去において本奨励金の交付を受けていないこと



交付までの流れ

- ①認定日から 6 月以内に申請。
- ②認定日から 6 月以内に 100,000 円、6 月経過後に 100,000 円を交付。
(総額 200,000 円)



就農者等家賃助成金

市内に住宅を所有しない、認定農業者や認定新規就農者及び市内に就農予定で市内の農家において研修する研修者に対し、家賃の一部を助成します。

対象者

- ①市内に住宅を所有していない方（二親等以内の親族の所有を含む）
- ②以下のいずれかに該当していること
ア：住所を有する就農者にあつては、転入日より 2 年を経過しておらず、かつ前年の所得が 350 万円を超えていないこと
イ：住所を有する研修者にあつては、研修を開始してから 2 年を経過しないこと
- ③常陸太田市新婚家庭家賃助成金の交付を受けていない者
- ④本市及び従前の住所地において市税等の滞納がないこと



内 容

- ・助成金額 1 世帯あたり月 20,000 円
(ただし、家賃が 20,000 円に満たない場合は、その額)
- ・期 間 ①市内に住所を有する認定新規就農者または認定農業者
※認定日の属する月の翌月から最長 24 ヶ月
②市内に住所を有する研修者
農家への研修を開始した日の属する月の翌月から最長 24 ヶ月

◇お問い合わせ◇
農政課 農業振興係
(内線 615)



軽貨物車両購入事業費補助金

市内で就農する者に対し、営農初期投資の軽減を図ることを目的として、軽トラ等軽貨物車両を購入する農業者に対し購入費を助成します。

補助対象車両

- ①市内の自動車販売業者が販売する軽貨物車両であること。
- ②新車又は新車登録から10年以内の中古車であること。
- ③車両番号等の交付を受けた車両であること。
- ④申請者が本人名義で購入する車両であること。



交付までの流れ

- ①自動車販売業者から見積書、カタログを取得する。
- ②必要書類を添付して交付申請書を提出する。
- ③補助金の交付決定を受ける。
注）交付決定を受ける前に、購入の契約等を行った場合は、補助金を受けられませんので、ご注意ください。
- ④販売業者と契約、代金を支払います。
- ⑤領収書等の必要書類を添付して実績報告書を農政課へ提出。
- ⑥購入した軽貨物車両を農政課で確認します。
- ⑦内容を確認後、交付金が支払われます。
- ⑧交付年度から3年間、就農状況確認のため、毎年3月末日までに必要書類を添付して報告書を提出。

対象者

- ①市内に住所を有している「認定新規就農者」であること。
- ②市税等の滞納がないこと。
- ③前年の所得が250万円以下であること。
- ④購入する車両の運転免許を所有しているが、軽貨物車両を申請日時点で所有していないこと。
- ⑤過去に、この補助金の交付を受けていないこと。（同一世帯の者を含む）

補助率

購入費の1/2以内（1,000円未満の端数切捨て）

※上限額500,000円

※予算がなくなり次第、終了します。

◇お問い合わせ◇
農政課 農業振興係
(内線615)



中古農機具購入事業費補助金

市内で就農する者に対し、営農初期投資の軽減を図ることを目的として、中古農機具を購入する農業者に対し購入費を助成します。

補助対象

- ①農機具取扱店が販売する中古農機具であること。
- ②購入する農機具の代金が100,000円以上であること。
- ③国、県、市その他農機具購入補助事業と重複しないこと。
- ④販売する畑作物の生産（そばを除く）に使用するものであること。
- ⑤保管、保存に使用する機具でないこと。
- ⑥現在、所有する農機具の更新でないこと。
- ⑦動力部のみの購入でないこと。

交付までの流れ

- ①販売業者において見積書を取得。
注）中古農機具であることが分かる記載があること。
- ②必要書類を添付して交付申請書を提出する。
- ③補助金の交付決定を受ける。
（申請から決定まで一週間程度です。）
注）交付決定を受ける前に、購入の契約等を行った場合は、補助金を受けられませんのでご注意ください。
- ④販売業者と契約、代金を支払います。
- ⑤領収書等の必要書類を添付して実績報告書を農政課へ提出。
- ⑥購入した農機具を農政課で確認します。
- ⑦内容を確認後、交付金が支払われます。
- ⑧交付年度から3年間、購入した農機具を用いて生産した農産物の出荷実績を報告していただきます。



対象者

- ①市内に住所を有している方。※法人は対象外となります。
- ②認定新規就農者、または、過去に一度もこの補助金の交付を受けていない方。
※認定新規就農者は認定の期間中2回まで本事業を活用できます。
- ③市税等の滞納がないこと。
- ④前年の農業所得が250万円以下であること。

補助率

購入費の1/2以内（1,000円未満の端数切捨て）

※上限額500,000円

※予算がなくなり次第、終了します。

◇お問い合わせ◇
農政課 農業振興係
(内線615)



農耕用免許取得補助金

農作業に必要な免許の取得を推進することにより、農作業の安全性の向上を図ることを目的とし、農作業に必要な免許を取得する農業者を支援します。

補助対象教習

自動車教習所等で取得する下記の免許の教習

○大型特殊免許

○けん引免許

○セット教習（大型特殊免許・けん引免許）

補助対象者

- ①農業委員会が発行する耕作証明書に30a以上掲載されていること。
- ②市内に住所を有していること。
- ③市税に滞納がないこと。
- ④前年の農業所得が350万円以下であること。
- ⑤普通免許を取得している方。
- ⑥国、県等から本補助金と類似する補助を受けていないこと。
- ⑦同一世帯内又は同一経営に、同年度に同一補助金の交付を受けた方がいないこと。
- ⑧交付決定年度内（3月31日まで）に大型特殊免許又は、けん引免許の取得が可能であること。

補助額

教習費用の1／4以内

○上限

大型免許	2万円
けん引免許	2万5千円
セット教習	4万5千円



ご注意

年度内（3月31日）に免許を取得する必要がありますので、12月末日までに交付申請を行ってください。

◇お問い合わせ◇
農政課 農業振興係
(内線615)



認定新規就農者制度

新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画（5年後の農業経営の目標）の内容を市が審査し内容が適当と認められた場合、認定新規就農者として認定される制度です。認定新規就農者に認定されると、様々な支援を受けることができます。

申請要件

市内において、新たに農業経営を営もうとする、又は開始してから5年以内の青年等であること

青年等とは以下のいずれかに当てはまる方です。

- (ア) 青年（原則18歳以上45歳未満）
- (イ) 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）
 - a. 商工業その他事業の経営管理に3年以上従事した者
 - b. 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - c. 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者
 - d. 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - e. a～dに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- (ウ) (ア)(イ)に掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人

認定新規就農者になるには

市・常陸太田地域
農業改良普及セン
ターと相談、申請
書の作成

申請者が申請書類
を市に提出

市は審査会を開催
し、青年等就農計
画等を審査

市は計画を認定
後、認定書を発行

青年等就農計画作成にあたっての要件

5年後の目標農業所得 **250万円**以上

年間労働時間 1人あたり **1,200時間**（150日）以上

計画達成の見込みが確実であること

※農業経営を開始して5年後までに経営目標を達成できるような
実現可能な計画である必要があります

◇お問い合わせ◇

農政課 農業振興係・農地計画係
（内線615・612）



認定農業者制度

認定農業者とは、農業経営を営む者または、営もうとする農業者が作成する農業経営改善計画書（5年後の農業経営の目標）の内容が適当と認められた農業者を市が認定する制度です。

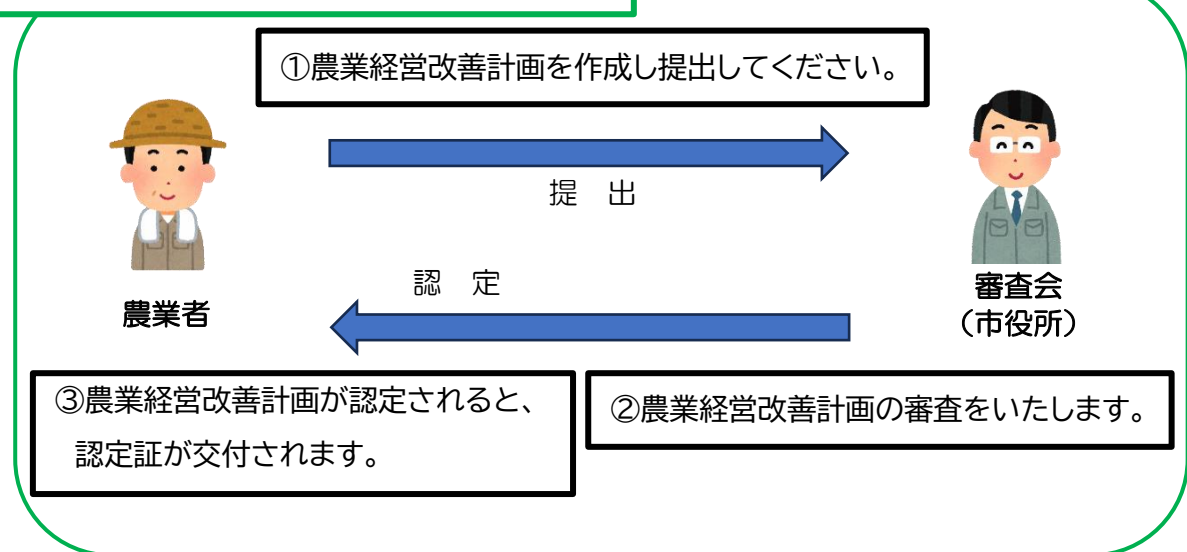
認定農業者のメリット

- ①農地の借り受けを優先的に受けることができます。
- ②低利資金の融資を受けることができます。
- ③農業者年金の保険料に対して補助を受けることができます。

こんなときは認定農業者の申請を！

現在農業を専業とし、今後更なる経営展開を目指す！
小規模経営から脱却し、規模拡大等によって農業に専念したい！
農外部門を家族に任せ、農業部門の発展を目指す！

認定農業者になるには



改善計画作成にあたっての要件

5年後の目標農業所得 **350** 万円以上
年間労働時間 1人あたり **2,000** 時間以内

◇お問い合わせ◇
農政課 農地計画係
(内線 6 1 3)



参考資料

『新しく農業を始める・農業技術をスキルアップする』（P1～P5）の各種補助金について、「認定新規就農者」「認定農業者」「農業者」によって受けられる補助金等を一覧表にまとめたものです。

事業名等 区 分	認定新規 就農者	認定 農業者	農業者
新規就農者等育成総合対策 (経営開始資金) 1 ページ	○		
UIJ ターン就農奨励金 2 ページ	○	○	
就農者等家賃助成金 2 ページ	○	○	
軽貨物車両購入事業費補助金 3 ページ	○		
中古農機具購入事業費補助金 4 ページ	○	○	○
農耕用免許取得補助金 5 ページ	○	○	○





新規林業就業者資機材購入補助金

森林整備における安全な労働環境を提供するための装備を新規就業者へ購入する林業経営体に対し、費用の一部を助成します。

対象者

市内に主たる住所を有する「茨城県意欲と能力のある林業経営体」

補助対象資機材及び補助対象期間、補助額

①R8.4.1以降の新規就業者のために購入する以下の資機材

手斧・二丁差し・フェリングレバー・腰袋・携行缶・林業用ヘルメット・ポイズンリムーバー防虫ネット・くさび・レインウェア・ファン付作業空調服・チェーンソー防護ズボン・チェーンソー防護ブーツ・長靴・安全用地下足袋・チェーンソー・刈払機・脚絆・笹刈刃・棒やすり・丸やすり・ソーチェーン・殺虫剤・あさり割り機

※資機材の種類によって購入数の上限があります。

②補助対象期間

林業就業者を雇用した日から12か月以内

③補助額

購入費用の2分の1以内（1人当たり上限200,000円）



申請方法

農政課備え付け又は市ホームページからダウンロードした申請書に次の書類を添付の上、申請してください。

- 添付書類・・・①雇用された事実が分かる書類（雇用契約書・労働条件通知書等）の写し
②資機材の見積書の写し（2者以上）
③資機材の仕様及び規格が分かる書類の写し

◇お問い合わせ◇
農政課 林政係
(内線616)



新規林業就業者家賃助成金

市内の林業経営体に就業する方に対し、家賃の一部を助成します。

対象者

- ① 林業経営体に就業してから5年を超過していないこと
- ② 賃貸借契約を締結し、自己の居住に供すること
- ③ R8.4.1以降に新たに就業し、雇用期間に定めがなく、正社員又は正職員として雇用されていること
- ④ 本市も含め、国及び県の予算を財源とする事業において家賃助成に関する補助金の交付を受けていないこと（例：緑の雇用事業等）



補助対象物件及び補助額、補助期間

① 補助対象物件

市内の民間が経営する集合住宅や戸建ての賃貸住宅等
※市営住宅等の公営住宅及び林業経営体から貸与された住宅は除く

② 補助額

1世帯当たり月額 20,000 円（家賃が 20,000 円に満たない場合はその額）

③ 補助期間

助成金の交付申請のあった日の属する月の翌月から 24 か月

申請方法

農政課備え付け又は市ホームページからダウンロードした申請書に次の書類を添付の上、申請してください。

- 添付書類・・・①雇用された事実が分かる書類（雇用契約書・労働条件通知書等）の写し
②賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

◇お問い合わせ◇
農政課 林政係
(内線 616)

少量多品目生産売れ筋野菜栽培



農業用簡易ハウス整備事業

常陸太田市産の農産物の安定生産及び品質向上並びに有利販売を促進するため、農業用簡易ハウス（ビニールハウス）を設置する費用を助成します。

対象者

本市に住所及び農地を有し、少量多品目生産売れ筋野菜栽培に取り組み、道の駅ひたちおおたや JA 直売所等に農産物を販売している、または販売しようとする方

※以前に同補助金の交付を受けた方はご相談ください。
市税の滞納のある方は対象外となります。

内 容

農業用簡易ハウス本体（設置工事費含む）の整備に対し、補助します。（ただし、新設または増設に限ります。）

※本事業は野菜づくりを応援するもので、**水稻育苗のみの利用は不可**となります。また、**すでに設置済のものは対象外**となります。

補助率

事業費の1／2以内（上限20万円）

※設置後、3年間の栽培実績を提出していただきます。



○その他

「新規出荷者向け野菜栽培講座」（⇒14 ページ）も開催しております。

◇お問い合わせ◇
販売流通対策課 生産流通振興係
（内線 662）



儲かる産地支援事業(県事業)

生産性や付加価値の向上、ＩＣＴや高性能機械など低コストで高品質な農作物が生産できる仕組みの導入により、収益性の高い「儲かる農業」の実現に向けた産地の取り組みを支援します。

対象者

農協、営農集団、農業法人、認定農業者 等

内 容

先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設整備

- ①受益農家戸数が3戸以上。※先端技術導入は1戸以上
- ②事業実施主体又は受益農家には認定農業者が含まれていること
- ③事業費が 160 万円以上
- ④事業実施後、3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上が見込めること などの要件があります。

※その他の要件や対象となる設備、機械がありますので詳しくはお問い合わせください。

補助率

事業費の1/2または1/3以内

※事業によって補助率が異なりますので詳しくはお問い合わせください。

◇お問い合わせ◇

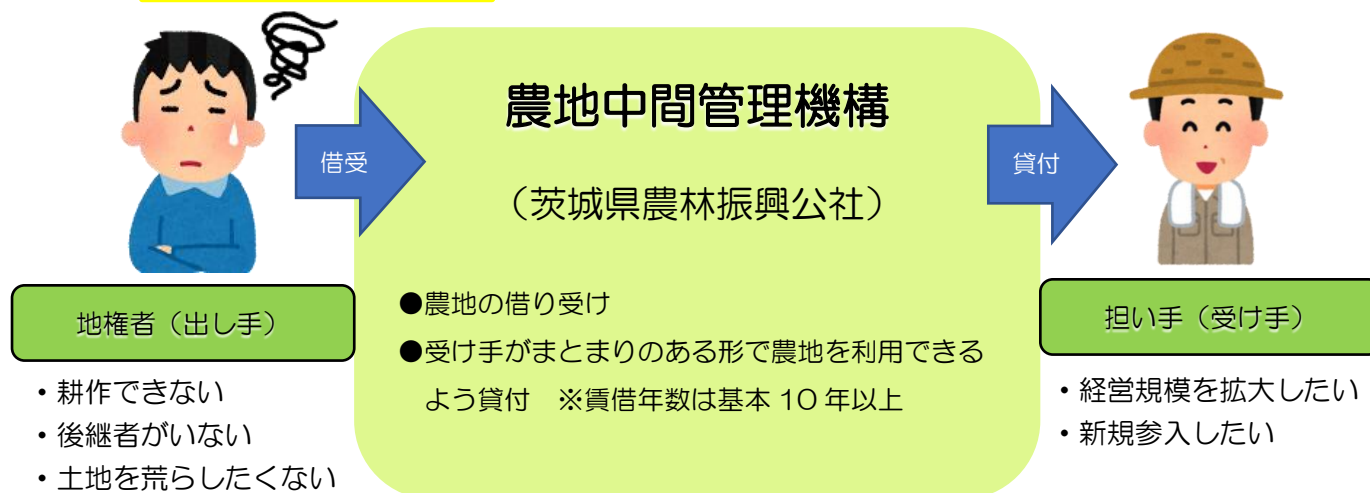
果樹以外：農政課農業振興係（内線615）
果樹：販売流通対策課 生産流通振興係
（内線661）



農地中間管理事業

リタイヤや規模縮小、離農等の理由により農地を貸したい地権者（出し手）から、農地中間管理機構（茨城県農林振興公社）が土地を借り受け、農業効率化や規模拡大を図る担い手（受け手）に貸し出す制度です。

手続きの流れ



機構が借りられる農地の基準(主なもの)

- ・市街化区域以外の農地であること
- ・賃借範囲が明確にできること
- ・土地改良区賦課金の滞納がないこと
- ・大型農業機械が通行可能な進入路が確保されていること
- ・再生作業が困難な遊休農地でないこと
- ・相続登記がされていること

お知らせ

相続登記が義務化されました（令和 6 年 4 月 1 日制度開始）

農地中間管理事業（農地バンク）の活用にあたり、農地の相続手続き後の登録をお願いしております。

(1) 相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から 3 年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

(2) 遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から 3 年以内に、相続登記をしなければなりません。

(1) と (2) のいずれについても、正当な理由（※）なく義務に違反した場合は 10 万円以下の過料（行政上のペナルティ）の適用対象となります。

なお、令和 6 年 4 月 1 日より以前に相続が開始している場合も、3 年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。不動産を相続したら、お早めに登記の申請をしましょう。

（※）相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の資料収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケースなど。

◇お問い合わせ◇
農政課 農地計画係
(内線 612)



新規出荷者向け野菜栽培講座

市内直売所等へ出荷するため、新たに野菜の栽培に取り組む方等に対し、野菜の栽培方法の講義や現地講座を開催し、直売所の品揃えの充実と安定した商品提供を目指します。

また、土づくりや病害虫に関する講座や、生産者と連携した現地研修により、生産技術の向上と生産者同士の情報交換を推進し、より高品質な野菜の生産を目指します。

対象者

市内在住で、直売所等へのお荷を目的に、新たに市内圃場で野菜栽培に取り組む方

(出荷経験が浅く、品質向上に意欲的に取り組む方も含む)

開催場所・開催時期・受講料

①開催場所

- ・講 座 茨城県庁常陸太田合同庁舎もしくは市役所
- ・現地研修 市内ほ場

②開催時期、頻度

- ・5月～翌年2月(月1～2回程度)

③受講料 無料



講座内容

①直売所へのお荷を想定した栽培方法の講義や圃場での現地講座

②土づくり・農薬・病害虫防除

※開催年により講座内容(品目・現地研修内容)は異なります。



申込方法

電話等でお申込みください。

○その他

「少量多品目生産売れ筋野菜栽培 農業用簡易ハウス整備事業」

(⇒11 ページ) について費用助成があります。

◇お問い合わせ◇
販売流通対策課 生産流通振興係
(内線662)



常陸太田朝市

「常陸太田朝市の会」では、地産地消及び消費者と生産者の交流の推進と市民共有のシンボリックなふれあいの場の提供を目的として、毎月第3日曜日（午前8時～10時）に「常陸太田朝市」を常陸太田市役所駐車場で開催しています。

更なる朝市の魅力アップにつなげるため、新たな会員を募集します。
皆さんも出店してみませんか(^^♪



出店するには

出店できる方は、常陸太田朝市の会会員のみとなります。「常陸太田朝市の会 会員登録申請書」を記入の上、提出してください。また、市外の団体・法人の方でも、朝市の趣旨に賛同し、既存の他会員との交流・相乗効果が図れると役員会において認められた場合は会員として出店できます。（H26. 6～）

会員の範囲

①市内在住の個人 ②市内に事務所又は事業所を有する法人・団体

③役員会において承認された市外の法人・団体

年会費 ①個人（市内）：3,000 円 ②法人・団体（市内）4,000 円

③市外：5,000 円

販売品目

- ①出店者が自ら生産・採取した農産物、畜産物、林産物、水産物、園芸品、またはこれらを使った加工品・飲食物
- ②市内で生産・採取された農産物、畜産物、林産物、水産物、園芸品等を主な原材料とし、出店者が加工・調理した加工品及び飲食物
- ③出店者が作成した工芸品、陶芸品等
- ④上記以外で、常陸太田市産では供給困難な農林水産物又はこれらを使った加工品・飲食物であって役員会において承認されたもの（H26. 6～）

開催日

毎月第3日曜日 午前8時～10時（変更になる場合あり）

区画の大きさ

1区画 車両2台分の駐車スペース

※最大2区画（4台分）

◇お問い合わせ◇
販売流通対策課 生産流通振興係
（内線662）



特産品認証制度

「常陸太田市認証特産品推進協議会」が、市内の農林水産物及び加工品等を「市の特産品」として認証し、生産拡大及び販売促進の取り組みを推進します。

農林水産物



加工品

申請対象者

農林水産物や加工品、工芸品等を生産・製造・販売している農業者・商工業者・団体・グループ等。

認証基準

①共通事項（農林水産物・加工品のどちらにも該当）

- ・常陸太田市のイメージアップやPRに資する個性・特長がある商品であること。
- ・持続的又は定期的に消費者等に供給できる商品であること。
- ・製造、加工、販売が法令等を遵守して行われる商品であること。

②個別事項

（ア）農林水産物

- ・市内で生産された農林水産物で、優れた特性を有するもの
- ・歴史、風土、文化的背景等があるもの。
- ・その他、認証特産品として適当と思われるもの。

（イ）加工品

- ・市内で生産された農林水産物等を使用して加工されたもので品質等に優れたもの。
- ・歴史、風土、文化的背景等があるもの。
- ・その他、認証特産品として適当と思われるもの。



その他

受付期間については、お知らせ版および市のホームページでお知らせします。

◇お問い合わせ◇
販売流通対策課 生産流通振興係
(内線 662)



農林水産物加工品開発等支援事業

常陸太田市産の農林水産物を活用した加工品等の商品開発や既存商品のグレードアップ等の付加価値向上に取り組み、販路の拡大を図ろうとする方に対して支援します。

対象者

市内に住所又は活動の拠点を有し、事業に意欲的に取り組む農業法人・特定非営利活動法人・グループ（任意団体で、組織として規約を有する団体）・中小企業者・特産品認証者等。

内 容

下記の①・②のいずれかに該当する事業

①新規商品創出型事業

販売を目的として、常陸太田市産の農林水産物や本市の歴史、風土及び文化的背景等を活用した加工品等を開発する事業

②既存商品グレードアップ事業

常陸太田市産の農林水産物や本市の歴史、風土及び文化的背景等を活用した既存の加工品等を改良等により付加価値を向上させた販売の拡大を図ろうとする事業

対象経費

加工技術等習得のための講師料や旅費・試作に係る原材料費や副資材費・機器、設備の賃借料・会場使用料・消耗品費・通信運搬費・備品購入費・産業財産権の取得費用・その他市長が特に必要と認めた経費

補助率

対象事業費の1／2以内（上限50万円）

○これまでの活用事例

- ・自家栽培の小麦やそばを活用した麺類製造、販売に向けた施設整備、機械整備
- ・販売拡大を目的とした既存商品のパッケージリニューアルの委託
- ・新商品の販促物（横断幕）製作、PR用写真の撮影委託



◇お問い合わせ◇
販売流通対策課 生産流通振興係
(内線662)



常陸秋そばの生産振興事業

常陸秋そばの生産振興のため、常陸秋そばの生産にかかる下記の補助をいたします。

種子生産補助

種子そば生産面積 10a あたり助成

収穫委託費補助

コンバイン委託面積 10a あたり助成

種子更新費補助

種子購入金額の一部助成



ご注意

JA 販売の種子を購入した方のみ対象です。



◇お問い合わせ◇
農政課 農業振興係
(内線 614)



中山間地域農業基盤整備促進事業

簡易な基盤整備により、中山間地域特有の地理的条件を克服し、野菜や枝物の生産振興や農業者の経営規模拡大を支援します。

対象地域

○中山間地域等直接支払交付金の交付対象地域
(旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村、旧誉田村、旧河内村、旧機初村、旧世矢村、旧西小沢村、旧幸久村、旧佐竹村、旧佐都村)

実施要件

- ・ 1 ha 未満の農地で地権者が2名以上であること。水田から畑へ転換を図ること。(地域の事業によっては畑での実施も可)。
- ・ 事業による整備後、5 年間以上耕作すること。

補助率

- ・ 事業費に対して、県 62.5%、市 22.5%、申請者 15.0%

整備内容

- | | | |
|--------|--------|---------------|
| ・ 畦畔除去 | ・ 用排水路 | ・ 鳥獣害防止柵 |
| ・ 暗渠排水 | ・ 進入路 | ・ 耕作放棄地解消 |
| ・ 客土 | ・ 電牧柵 | ・ その他、特に認めるもの |

◇お問い合わせ◇
農政課 農地計画係
(内線 6 1 2)



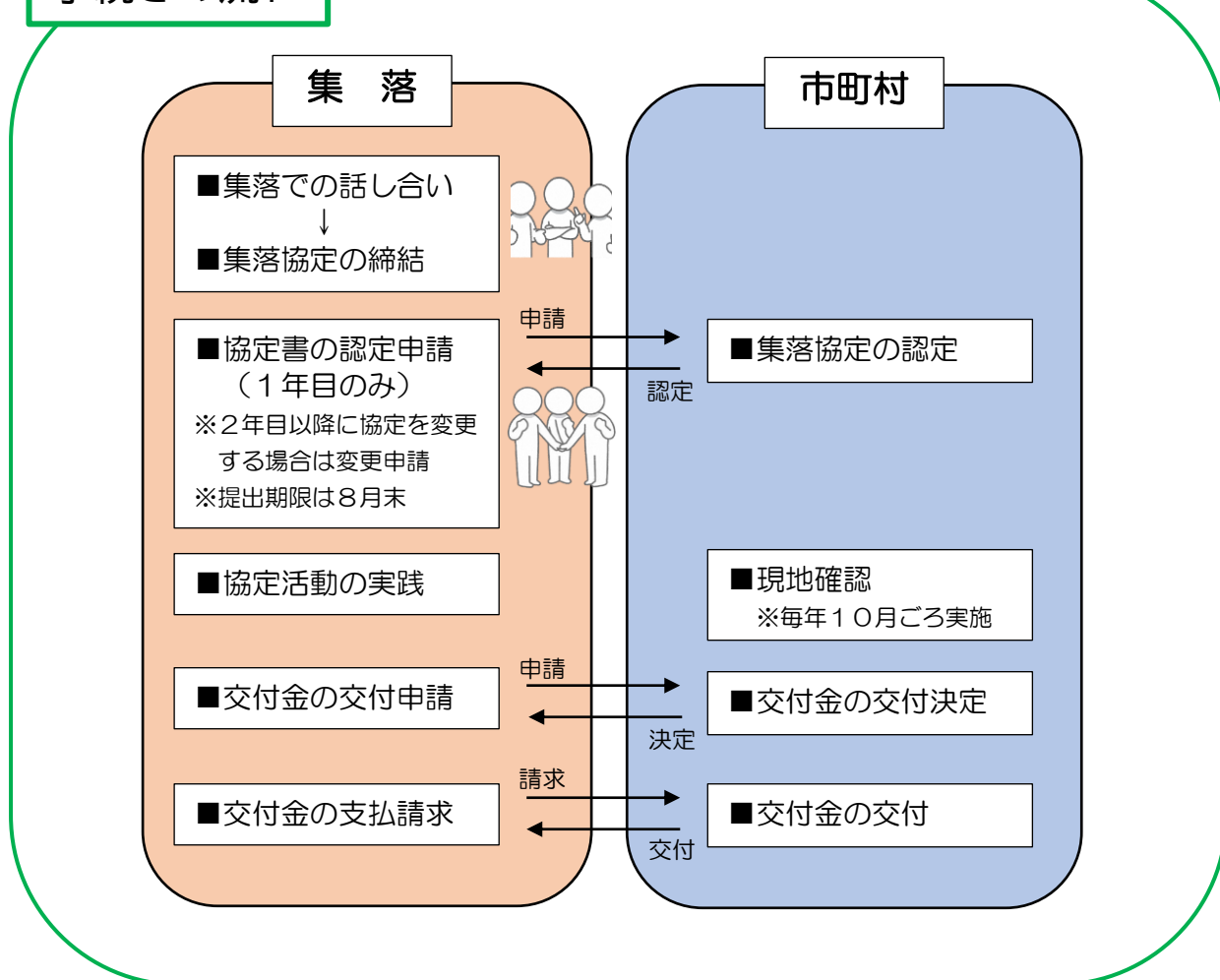
中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等直接支払制度とは、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において **5年以上農業を続けることを約束した集落協定を締結**した集落に対して、交付金を交付する制度です。

支援対象

- 農業振興地域内の農用地区域及び地域計画の区域
- 以下の基準のいずれかを満たす農用地
 - ①急傾斜地
 - ②緩傾斜地
 - ③小区画・不整形な田
 - ④高齢化率が高く耕作放棄地が多い集落にある農用地
- 集落協定に基づく農地保全に向けた共同活動が行われる農地が **1ha** 以上ある団地

手続きの流れ



◇お問い合わせ◇
農政課 農業振興係
(内線615)



多面的機能支払交付金

多面的機能支払交付金とは、地域の共同活動を行うために設立した「活動組織」に対して、草刈り・泥上げ・農業用施設の補修等の費用を支援する制度です。

交付金の構成

- 多面的機能支払交付金は、
 ①農地維持支払交付金 ②資源向上支払交付金（共同活動）
 ③資源向上支払交付金（施設の長寿命化）から構成されます。



農地維持支払交付金

- ①支援対象 ○地域資源の基礎的な保全活動
 （水路の泥上げ、農道の路面維持、施設の点検 等）
 ○地域資源の適切な保全管理のための推進活動
 （農業者による検討会、保全管理構想の作成 等）
 ②単 価 ○田 3,000円／10a
 ○畑 2,000円／10a

資源向上支払交付金(共同活動)

- ①支援対象 ○水路、農道、ため池の軽微な補修
 （水路のひび割れ補修、農道の部分補修 等）
 ○農村環境保全活動
 （植栽による景観形成、外来種駆除 等）
 ②単 価 ○田 2,400円／10a
 ○畑 1,440円／10a
 ※単価は、活動内容によって変動あり

資源向上支払交付金(施設の長寿命化)

- ①支援対象 ○老朽化が進む施設の長寿命化の補修・更新 等
 （未舗装道路の舗装、漏水箇所の補修、コンクリート水路の更新、ゲートやバルブの更新 等）
 ②単 価 ○田 4,400円／10a
 ○畑 2,000円／10a

◇お問い合わせ◇
 農政課 農地計画係
 （内線611）



環境保全型農業直接支払交付金

環境保全型農業直接支払交付金とは、環境にやさしい農業に取り組む農業者団体に対して、団体の農業生産活動に伴う追加的な費用を支援する制度です。

対象者

農業者団体での申請が基本となります。

また、「みどりチェック」チェックシートの取組を実施していることが要件となります。

取り組みにあたって

①農業者団体とは？

- 複数の農業者によって構成される任意組織。
- 同一団体内に、本事業の対象活動に取り組む農業者が2名以上必要。
- 代表者、組織の規約があること。
- 組織の口座を開設すること。

②「みどりチェック」チェックシートの取組を実施とは？

持続可能な食料システムの構築に向けた環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組として、「適正な施肥」「適正な防除」「エネルギーの節減」「悪臭・害虫の発生防止」「廃棄物の発生抑制 循環利用・適正処分」「生物多様性への悪影響の防止」「環境関係法令の遵守」の項目を要件化したことに伴い、「みどりチェック」チェックシートを毎年、実施状況報告時に提出していただく必要があります。

※民間団体による GAP の第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）等を取得している場合は認証書の写しを提出することで、省略することができます。

※令和9年度から交付金の要件として、みどり認定が義務化され、令和8年度中にみどり認定を受けることが必要となります。

対象となる取り組み

下記の対象取組を実施したほ場の面積に応じて支援額を決定し、交付金を交付します。

- ①有機農業・・・化学肥料・化学合成農薬を使用しない取り組み。
- ②堆肥の施用・・・栽培期間の前後いずれかに堆肥を散布する取り組み。
- ③緑肥の施用・・・栽培期間の前後いずれかにカバークロップ（緑肥）や畝間や果樹又は茶の園に作付けする取り組み。
- ④総合防除・・・都道府県が地域の実情に応じて策定する IPM 実践目標について、管理ポイントの6割以上の取り組み。
- ⑤炭の投入・・・10aあたり 50 kg以上の炭を施用する取り組み。

◇お問い合わせ◇
農政課 農業振興係
(内線 615)



イノシシ等被害防止対策設備購入事業費助成

イノシシやハクビシン等による農作物の被害を防止するため、電気柵等の被害防止対策設備を購入する方に助成を行います。

※予算がなくなり次第終了します。事前にご相談ください。

補助対象

以下の条件を満たす方

- ①市内の耕作している農地（田・畑）に電気柵又は防獣ネット、その他イノシシ等による被害を防止するために有効と思われる設備を設置する個人、法人または集落を基本とする3戸以上の集団。
- ②市税に滞納がないこと
- ③設置した設備を適切に管理し、必要に応じた修繕及び不要となった際の撤去ができる方

助成対象設備

電気柵、防獣ネット、防獣柵、トタン板等（支柱等を含む）

助成金額

①個人、法人

設備資材購入費の 3分の2以内（1,000円未満の端数切捨て）で、限度額は12万円

②集団

設備資材購入費の 3分の2以内（1,000円未満の端数切捨て）で、

限度額は共同申請人数×3万5千円

申込み方法

①内訳のわかる領収証 ②印鑑 ③設備設置後の現場写真 を持参し、市役所農政課及び各支所に備え付けの申請書に必要事項を記入し、お申込みください。
（申請書類は市のホームページからダウンロードできます。）



ご注意

- ①同一年度内に購入・設置したもののみが対象となります。
必ず購入した年度内に申請をお願いします。
- ②申請は年度内1回限りとなります。
- ③家庭菜園や耕作を行っていない休耕地に設置する場合は、助成金の対象となりません。



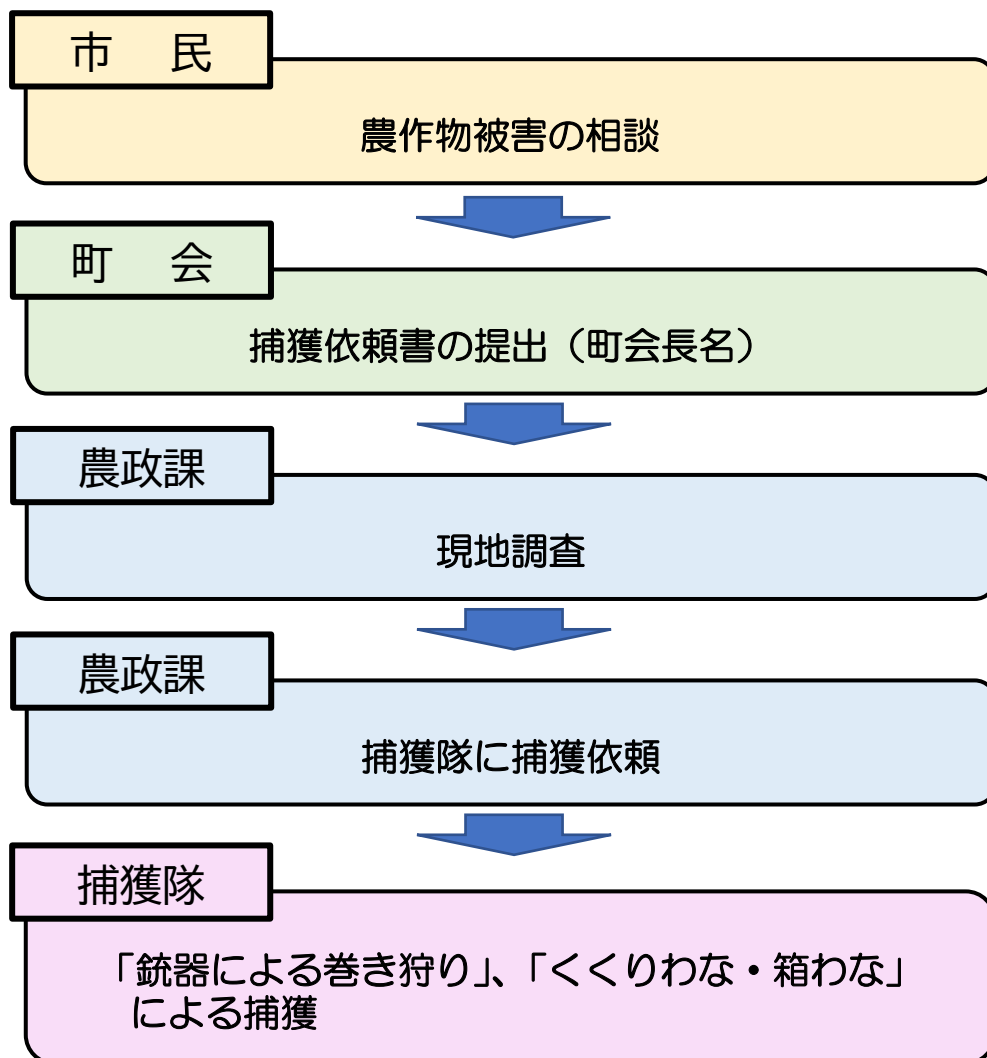
◇お問い合わせ◇
農政課 農業振興係
(内線614)



電気柵等での防除が難しい場合… ～イノシシ等の鳥獣害について～

最初に、電気柵等による **自己防除が基本**です！

⇒防除が難しい場合、市有害鳥獣捕獲隊による捕獲を行います！



◇お問い合わせ◇
農政課 農業振興係
(内線 614)



狩猟免許取得費助成

有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許（第1種銃猟・わな猟）を取得する方に対し、取得費用を助成します。

対象者

下記の条件を全て満たす方

- ①市内に住所を有し、第1種銃猟免許を新たに取得し猟銃の所持許可（空気銃のみを除く）を受けた方またはわな猟免許を新たに取得した方。
（ただし、助成金の交付を受けようとする日の属する年度に取得した方に限る。）
- ②茨城県猟友会太田支部に所属する方または申請後に所属し、市内での有害鳥獣の捕獲活動ができる方
- ③市有害鳥獣捕獲隊に推薦された場合に入隊する意思のある方
- ④緊急銃猟制度を理解し、市から依頼があった場合に協力できる方
- ⑤市税等に滞納がない方

助成金額

- ・第1種銃猟免許の取得 69,000 円
- ・わな猟免許の取得 18,000 円

申し込み方法

市役所農政課及び各支所に備え付けの申請書に必要事項を記入し、
①狩猟免状の写し ②猟銃・空気銃所持許可証の写し（第1種銃猟免許の取得の場合）③振込先の口座がわかる書類 を添えてお申込みください。
（申請書類は市のホームページからもダウンロードできます。）



◇お問い合わせ◇
農政課 農業振興係
(内線 614)



地域計画について

高齢化や人口減少により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大していくことが心配されています。

このような課題を解決するため、農業経営基盤強化促進法が改正され、令和7年3月末までに地域の話し合いによって、10年後の地域農業の将来のあり方を明確にした「地域計画」を策定することが義務付けられました。

令和7年度以降は、年1回以上の地域計画の見直しを行い、計画の実現に向け完成度を高めます。

地域計画のメリット

- ①地域の方が集まって話し合うことで、抱えている課題や今後進むべき方向性が明確になる
- ②将来の個々の農地を「誰が耕作するのか」の見通しをつけることができる
- ③農地をまとめやすくなり、農作業が効率化する
- ④有機農業等、個人では取り組みにくい事業を地域で取り組むことができる

農振除外・農地転用に係る手続きの変更について

令和7年4月より、農地転用・農業振興地域からの手続きの際には、あらかじめ地域計画の変更が必要となりました。

地域計画の変更には、関係機関への意見聴取やHPによる公告を行うため、今までより期間を要することになります。

変更手続き方法等については、HPに掲載しておりますので、ご確認ください。
なお、ご不明な点等ありましたら、農政課までお問い合わせください。

◇お問い合わせ◇
農政課 農地計画係
(内線612)



農業振興地域整備計画の変更（農振除外）

農業振興地域とは、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効活用と農業の健全な発展を図ることを目的としています。

農振農用地の除外申請

農振農用地に、やむを得ず住宅や資材置き場などの農地以外の用途を計画し利用したい場合は、農用地区域（青地）から農振白地への変更手続きが必要です。これを「農振除外」といいます。

農振除外は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければなりませんので、計画の内容によっては、農振除外ができない場合もあります。

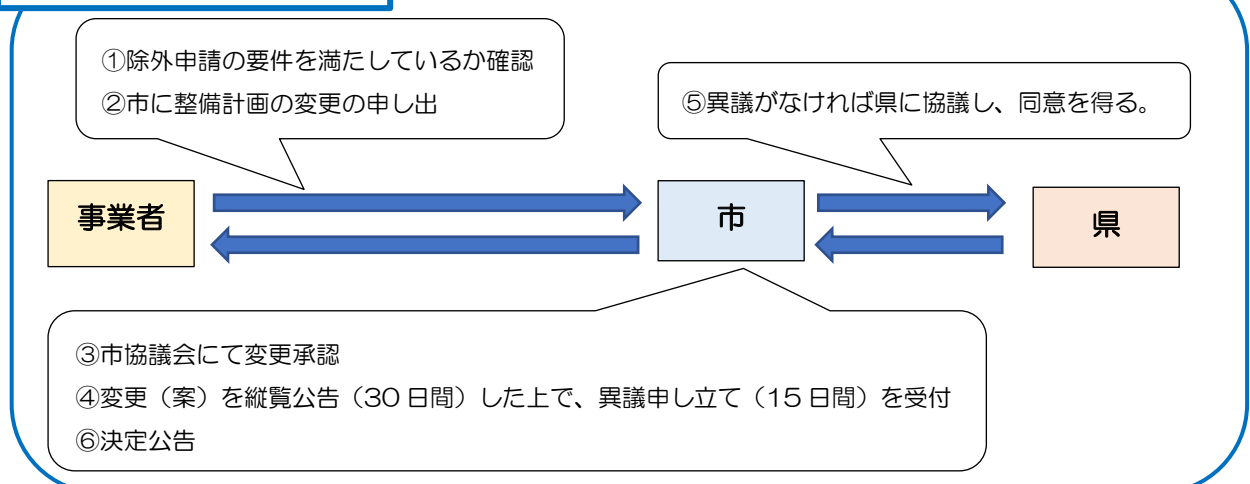
また、農振農用地に、温室・牛舎・農機具倉庫など農業用施設を計画する場合についても、農地から農業用施設用地へ変更（用途区分の変更）が必要となりますので、ご注意ください。

農振除外の要件

- ① 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないと認められること。
- ② 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ③ 農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ④ 効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがないこと。
- ⑤ 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑥ 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年が経過していること。

注：その他 関係機関と事前協議を行い、農地法に基づく農地転用許可、都市計画法に基づく開発・建築許可等の他法令の許可の見込みがあること。

農振除外の流れ



◇お問い合わせ◇
農政課 農業振興係
(内線 615)



農道・水路の維持管理について

農業用で利用している農道（法定外公共道路）及び水路は、地域に密着した形で公共の用に供しているため、機能管理を地域（地元・受益者等）にお願いしております。

市民

- ・地域の農道・水路の補修等の要望がある場合

市民

- ・町会長へ連絡（町会長に現場を確認していただく）

町会長

- ・町会長から要望書を市へ提出（場所・要望理由を記入）

農政課

- ・要望内容を確認して現地を調査する

農政課

- ・要望調査結果について、町会長へ報告

資材支給の場合

市から支給された碎石・U字溝・柵板等を利用者の皆様（受益者等）で施工を行います。

市が工事実施する場合

市が要望書の内容にて、補修等の工事施工を行います。

市での対応が出来ない場合

個人の資産（田・畑・山林等）と市が判断した場合は、所有者による対応をお願いいたします。

◇お問い合わせ◇

農政課 農地計画係

（内線 612）



市民農園の利用について

市では、市民の皆様が野菜や花等を栽培して自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に、市民農園を設置します。

農園名	所在地	区画数	1区画の面積	利用期間	利用料 (年間)
佐竹ふれあい農園	谷河原町	60	25 m ²	2年間	3,000 円

佐竹ふれあい農園(谷河原町)

- 利用者の条件：常陸太田市内に住んでいる農家以外の方
- 区画数：60 区画（25 m²/区画）
- 関連施設：駐車場
- 利用期間：2年間
- 利用料金：年額 3,000 円/区画
- 開設年月：平成 28 年 4 月
- 開設主体：農家



申込方法

募集の際は、市の広報（お知らせ版）等にてお知らせします。

◇お問い合わせ◇
農政課 農地計画係
(内線 612)



農業用廃プラスチック回収

農業用廃プラスチックは産業廃棄物であり、農家自らの責任で、適正に処理するよう定められています。市では、農業用廃プラスチックの適正な処理を推進するために回収を行います。

回収品目

- ①農業用ビニール（統一マーク「農ビ」がブルー系の色で印刷）
- ②農業用ポリエチレン（マルチ用フィルム、ハウス等被覆フィルム、肥料袋、育苗箱、防虫・防風網、ポリコンテナ など）



回収対象外

緑マルチ、あぜシート（あぜ波）、園芸用連結ボット、フィルム用留め金、ブルーシート、農薬容器は**回収対象外**です。**産廃業者等で処理**をお願いします。



農ビ



- 農ビの分別にあたっては、このマークを目印にしてください。
- 切り口が透明で、波が少ない。
- 燃えにくく、刺激臭あり。
- 柔らかく伸びがある。



農PO・農ポリ



- 農PO、ノーポリと印字。または、何の印字もなし。
- 切り口が波を打ち、白化。
- よく燃える。ろうそくのような臭い。
- やや固く、ゴアゴアした感じ。



申込方法

- ①印鑑を持参し、農政課にてお申込みください。
申込時に、廃棄物の種類とおおよその量をお知らせください。
 - ②指定した回収日に、回収場所まで個人で搬出してください。
詳細については、申込時に説明します。
- ※令和8年度の回収は、令和8年10月、令和9年2月の2回を予定。
（回収の日程等は、市の広報（お知らせ版）にてお知らせいたします。）

費用

一戸あたり1,000円の登録料と最終的な計量1kgあたりの単価から計算した金額を合わせた額になります。

回収場所

- ①清掃センター（常陸太田・金砂郷・水府地区）
- ②常陸農業協同組合 里美支店（水府・里美地区）

◇お問い合わせ◇
農政課 農地計画係
(内線611)



荒廃竹林整備事業費補助

荒廃した竹林や人工林へ侵入してきた竹の伐採をしようとする方を対象に、補助金を交付します。

※事業箇所を確認する場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

対象者

○市内に所在する次のいずれかの森林等の所有者又は所有者から同意を得た方（事業者除く）

- ①荒廃竹林（森林のうち、適正な管理がされていない放置竹林）
- ②侵入竹（人工樹木の本数と同数程度の侵入が見られる森林の竹）



補助対象経費及び補助額、事業要件

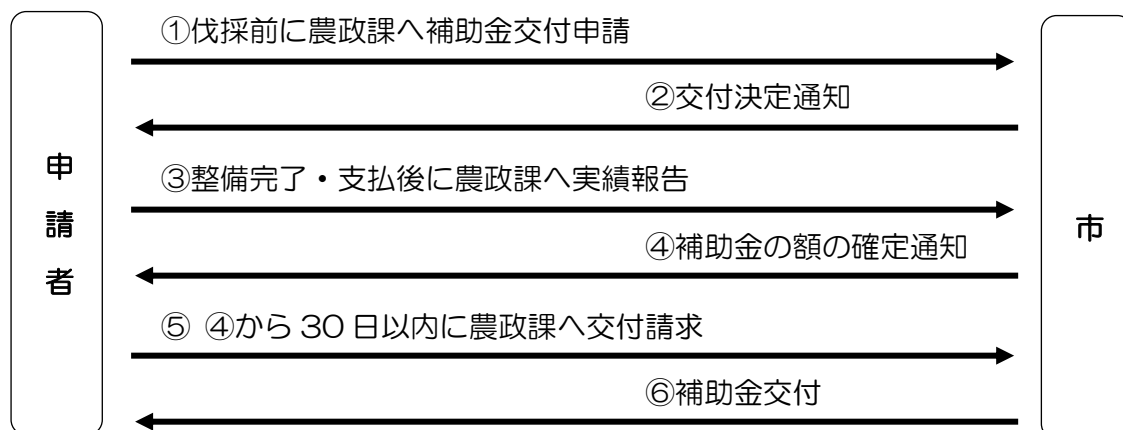
- ①**補助対象経費** 伐採事業者へ委託して行う伐採、撤去及び処分に要した経費
- ②**補助額** 補助対象経費の1/2以内
 - ・荒廃竹林の皆伐 上限 40 万円／箇所
 - ・侵入竹の除伐 上限 20 万円／箇所
- ③**事業要件**
 - 次に掲げる全ての要件を満たすこと
 - ・マダケ、モウソウチクまたはハチクの伐採、撤去及び処分であること
 - ・1 箇所の面積が 100 m²以上であること
 - ・本事業による整備後、森林として適正な管理に努めること
 - ・国、県の補助金等の交付を受けていないこと

申請方法

事業着手前に、農政課備え付け又は市ホームページからダウンロードした申請書に次の書類を添付の上、申請してください。

- 添付書類・・・①位置図 ②事業実施前の写真
③経費の内訳が分かる見積書等の写し（2 者以上）
④市税の納付状況確認に関する同意書 など

申請の流れ



◇お問い合わせ◇
農政課 林政係
(内線 616・617)



竹材粉碎機を貸し出します

市内の竹林整備を促進するため、竹材粉碎機（ウッドチップパー）を貸し出します。

対象者

市内において営利を目的とせず竹林整備を行う方で、次のいずれかに該当する方

- ①町会
- ②森林環境ボランティア団体またはこれに類する団体
- ③竹林を整備する所有者またはその関係者

貸出機械

メーカー名・型式

共立KCM123S

寸法（長さ×幅×高さ）・総重量

1,620mm×730mm×1,270mm・340kg

最大処理径

直径 120mm

燃料

ガソリン

スクリーン穴径

長穴 20mm×40mm

エンジン最大出力

7.3kW

走行方式

クローラ自走式



貸出期間・使用料

- ①貸出期間 貸出日を含めて 14 日間以内
- ②使用料 無料 ※運搬費、稼働に要する燃料費等は自己負担

貸出・返却の流れ

①予約

貸出状況を電話で確認の上、仮予約をしてください

②申請

貸出希望日の7日前までに農政課に備え付けまたはホームページからダウンロードした申請書に次の書類を添付の上、申請してください。

○添付書類…本人確認書類、整備前の写真、使用場所や保管場所の分かる資料など

③貸出

貸出場所（市役所本庁または水府支所）から軽トラックで運搬していただきます
積載用のアルミブリッジも併せて貸し出します

④返却

使用後は、ガソリンを満タンにして清掃の上、貸出場所へ返却してください
返却の際は、実績報告書を作成して提出してください

◇お問い合わせ◇
農政課 林政係
(内線 616・617)

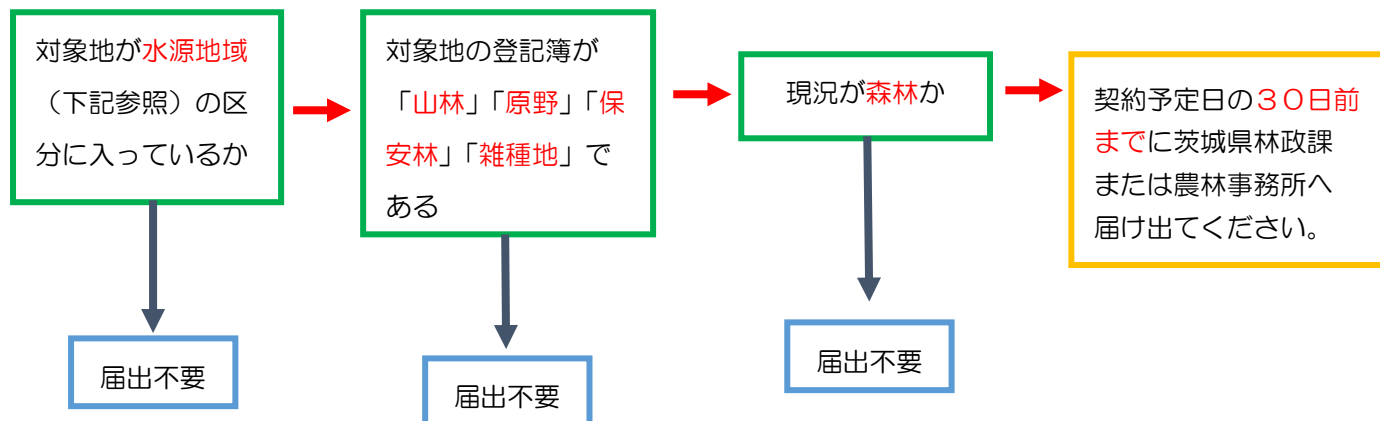


森林の土地取引の届出制度(事前届出)

水源地域の森林の土地売買等の状況を茨城県が事前に把握し、必要な助言等を通じて、県内の水源地域の森林の保全を図るため、知事の定める水源地域内の森林について、所有権の移転等をしようとするときは、当事者の氏名・住所、移転後の土地の利用目的等を知事に届けなければなりません。※相続は対象外です。

届出フロー

→ はい
→ いいえ



届出時期

契約しようとする30日前までに、茨城県林政課又は茨城県県北農林事務所に届出ください。



ご注意

届出をしないと・・・

無届や虚偽の届出が行われた場合は、氏名等を公表することがあります。

市内水源地域対象地

あ…赤土町、磯部町、岩手町、内堀町、大里町、大菅町、大平町、大中町、折橋町
か…上大門町、上高倉町、上深荻町、上宮河内町、亀作町、国安町、天下野町、小菅町、小妻町、小中町
さ…里川町、下大門町、下高倉町、下宮河内町、常福地町、白羽町、瑞龍町
た…高柿町、棚谷町、茅根町、天神林町、東連地町、徳田町
な…中染町、中利員町、中野町、西河内上町、西河内中町、西河内下町、西染町
は…花房町、春友町、東染町
ま…増井町、町屋町、松平町
や…谷河原町
わ…和久町



森林の土地の所有者届出制度(事後届出)

森林の所有者が分らないと、

①行政が森林所有者に対して助言ができない

②事業体が間伐等をする場合に、所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない

ことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、新たに森林の土地の所有者になった際は、**森林の土地の所有者届出書**を届けなければなりません。

提出者

個人・法人・面積の大きさを問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方



ご注意

国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

届出時期

土地所有者となった日から 90 日以内に、取得した土地のある市町村に届出ください。



ご注意

届出をしないと・・・

無届や虚偽の届出が行われた場合は、**10 万円**以下の過料が科せられることがあります。(森林法第 213 条)



◇お問い合わせ◇
農政課 林政係
(内線 616・617)



森林の立木伐採届出制度

- ①立木を伐採するときは、事前に「**伐採及び伐採後の造林の届出書**」
- ②伐採が完了したときは、「**伐採に係る森林の状況報告書**」
- ③伐採後の造林が完了したときは、「**伐採後の造林に係る森林の状況報告書**」を提出
することが森林法で義務づけられています。

提出者

森林所有者や立木を買い受けた方など

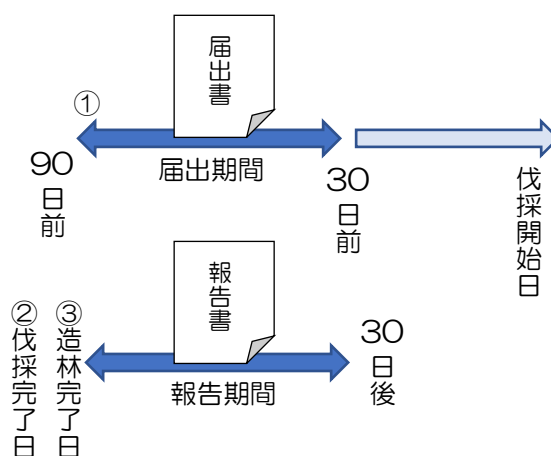
※立木を伐採する方と伐採後の造林を行う方が異なる場合は、共同で作成のうえ提出願います。

- ◆森林所有者（自分で、あるいは請負によって伐採・造林をする場合）
- ◆森林所有者と立木買い受け者〈共同〉（伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合）

提出時期・提出先

- ①伐採及び伐採後の造林の届出：
伐採を始める**90日から30日前**まで
- ②伐採に係る森林の状況報告：
伐採を完了した日から**30日以内**
- ③伐採後の造林に係る森林の状況報告：
造林を完了した日から**30日以内**

提出先：農政課 林政係



ご注意

提出しないと・・・

- ①伐採及び伐採後の造林の届出：
100万円以下の罰金（森林法第208条）
- ②伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：
30万円以下の罰金（森林法第210条）

開発行為を伴う森林を伐採するときは

- ①森林開発（森林以外への転用）で、抜根や盛土等を行う開発面積が**1ヘクタール未満**の場合、上記の「伐採及び伐採後の造林届出書」に「**小規模林地開発概要書**」を添付してください。
- ②**1ヘクタールを超える**森林の開発を行う場合は、別に**県知事の許可**を受けなければなりません。許可基準や申請等については、茨城県県北農林事務所林業振興課(0294-80-3370)へお問い合わせください。
※**太陽光発電設備**を設置するために森林の開発を行う場合は、**0.5ヘクタールを超える**ものは、県知事の許可が必要です。

◇お問い合わせ◇
農政課 林政係
(内線 616・617)



造林事業

民有林において、「森林資源の循環利用」や「森林の公益的機能の維持・増進」のため、森林を造成する植栽や健全な森林を育成する除間伐等の森林整備を推進しており経費の一部を助成しています。

対象区分

○人工造林・下刈り・枝打ち・除伐・間伐・簡易作業路等

補助金申請者

○森林所有者、森林組合等

補助率

○標準的な単価の 4/10～10/10

主な要件

- 対象区域
地域森林計画対象民有林等
- 1 施行地面積
5a 以上
- 林齢等
 - ・下刈… 10年生以下
 - ・枝打… 30年生以下
 - ・除伐… 25年生以下
 - ・保育間伐… 60年生以下
 - ・搬出間伐… 60年生以下（10m³/ha 以上）



◇お問い合わせ◇
農政課 林政係
(内線616・617)

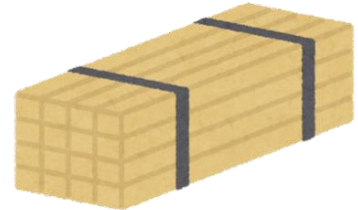


木造住宅建築助成金制度

林業の振興と地域産業の活性化を図るため、市産材（市内で生産された木材）を使用した木造の住宅を建築する方が、助成金の交付を受けることができます。

対象者

市内に自らが居住する住宅を新築する方



助成要件

- ①新築に用いる木材の量の2分の1以上が市産材であること。
- ②住宅の建築工事完了後、速やかに入居すること。
- ③市税を滞納していないこと。

助成金額

建築に用いる市産材 1 m³につき 30,000 円（限度額 600,000 円）

申込方法

建築工事着工前に、農政課または各支所地域振興課に備えてある関係書類（申請書など）に、必要な事項を記入し申請してください。



◇お問い合わせ◇
農政課 林政係
(内線 616・617)

索引

あ行

- イノシシ等被害防止対策設備購入事業費助成……………23
- イノシシ等の鳥獣害について……………24

か行

- 環境保全型農業直接支払交付金……………22
- 軽貨物車両購入事業費補助金……………3
- 荒廃竹林整備事業費補助……………31

さ行

- 新規就農者等育成総合対策(準備資金・経営開始資金)……………1
- 就農者等家賃助成金……………2
- 新規出荷者向け野菜栽培講座……………14
- 少量多品目生産売れ筋野菜栽培農業用簡易ハウス整備事業……………11
- 狩猟免許取得費助成……………25
- 市民農園の利用について……………29
- 森林の立木伐採届出制度……………35
- 造林事業……………36
- 新規林業就業者資機材購入補助金……………9
- 新規林業就業者家賃助成金……………10
- 森林の土地取引の届出制度……………33～34

た行

- 地域計画について……………26
- 中山間地域等直接支払交付金……………20
- 中古農機具購入事業費補助金……………4
- 中山間地域農業基盤整備促進事業……………19
- 特産品認証制度……………16
- 多面的機能支払交付金……………21
- 竹材粉碎機を貸し出します……………32

索引

な行

農地中間管理事業	13
認定農業者制度	7
認定新規就農者制度	6
農耕用免許取得補助金	5
農林水産物加工品開発等支援事業	17
農業振興地域整備計画の変更(農振除外)	27
農道・水路の維持管理について	28
農業用廃プラスチック回収	30

は行

常陸秋そばの生産振興事業	18
常陸太田朝市	15

ま行

儲かる産地支援事業	12
木造住宅建築助成金制度	37

や行

UIJ ターン就農奨励金	2
--------------	---

— memo —

他の問い合わせ先

地番の確認をしたい 地番図がほしい	税務課または法務局	税務課	0294-72-3111(内線219)
		水戸地方法務局 常陸太田支局	0294-73-0221
農地の面積を知りたい	税務課または 農業委員会、法務局	税務課	0294-72-3111(内線219)
		農業委員会	0294-72-3111(内線631)
		水戸地方法務局 常陸太田支局	0294-73-0221
農業制度資金を 利用したい	日本政策金融公庫 または農協等	日本政策金融公庫 水戸支店	029-232-3623
		JA常陸本店金融共済部	0294-72-9128
農産物の技術指導や 農業経営に関する指導について		茨城県県北農林事務所 経営・普及部門	0294-80-3340
農地の売買、貸借の許可、農地転用等について		農業委員会	0294-72-3111(内線 631)
農業の共済制度(農業収入保険)について		いばらき広域農業共済組合 常陸太田支所	0294-72-6227
営農計画書(経営所得安定対策交付金)について		常陸太田地域農業再生協議会	0294-80-7080

QRコードから各種補助金の
様式を取得できます。



常陸太田市は**農林業**で頑張るみなさまを応援します！

常陸太田市農政部

農政課 ・ 販売流通対策課

0294-72-3111

令和 8 年度版